

第7章 適応の推進方策

1 適応の取組の推進に関する基本方向

近年、本道においても、経験したことのない猛暑や記録的な集中豪雨など、自然生態系や産業、道民生活など幅広い分野において、気候変動の影響や被害が顕在化しています。

IPCC の報告では、気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があることが示されると同時に、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオになったとしても、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

道では、これまで「第5章 適応に関する既存施策等」で取りまとめた施策等を実施してきたところですが、これらを踏まえ、気候変動の影響による道民の生活、財産、経済活動への被害等を最小化あるいは回避できるよう、次の4つの基本方向を掲げ、取組を推進します。

(1) 本道の強みを活かす適応の取組の推進

北海道は、豊かな自然環境に恵まれ、広大な大地と海で育まれた良質な食を強みに我が国の食料供給地の役割を担っていますが、一方で、全国を上回るスピードで進行する人口減少や国土の脆弱性への認識の高まりといった、地域の存亡に関わる難題にも直面しています。

「第6章 影響評価の考え方」で示したとおり、気候変動影響評価報告書等を基に、こうした優位性、課題などを踏まえ、大きく4つの分野について重点的な取組を推進します。

産業

(気候変動影響評価報告書の該当分野：農業・林業・水産業、産業・経済活動)

【取組の視点】

北海道の主要農作物は、2030年代には水稻や大豆、小豆では収量増が予測されますが、秋まき小麦やじゃがいもなどで減収も予測されます。

また、品質については、水稻を除き全般に低下すると見込まれます。さらに、高温・多雨で発生しやすい病害の影響も懸念されます。

日本近海での影響調査により、日本海を中心に高水温を一因として分布・回遊域が変化した魚種があることが報告され、漁獲量が減少した地域もあるとの結果が得られています。

広大な大地や豊かな海からもたらされる資源を活かし、安全・安心な食料を供給していくための取組が必要です。

また、気候変動による気温上昇や積雪量の変化、極端な気象現象等が自然資源を活用したレジャーなど観光業へ影響を及ぼす可能性があります。

【主な施策】

- 気象情報等を踏まえた営農技術対策の推進

- 生産安定につながる品種や栽培技術の開発の推進
- 農地等の排水対策の強化
- 計画的な森林の整備及び保全
- 海洋環境、主要水産資源モニタリングの推進
- 海洋生物の分布域の変化に対応した漁場整備の推進
- 気候の変化や極端な気象現象による観光業への影響調査

等

自然環境

(気候変動影響評価報告書の該当分野：水環境・水資源、自然生態系)

【取組の視点】

日本沿岸の各所において、海水温の上昇に伴い、低温性の種から高温性の種への遷移が進行していることが確認されています。

また、気温上昇や融雪時期の早期化等による植生の衰退や分布の変化が報告されるとともに、一部の湿原で、気候変動による降水量の減少や湿度低下、積雪深の減少が乾燥をもたらした可能性が指摘されています。

気候変動に対し生態系は全体として変化するため、人為的な対策により広範に抑制することは困難であることを踏まえ、本道の豊かな自然環境について、気候変動以外の要因によるストレスにも着目しつつ、気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全に努め将来にわたって持続可能な利用を図るとともに、自然環境の有する多様な機能を防災・減災に活用するための取組が必要です。

【主な施策】

- 各種環境のモニタリングによる変化の把握
- 希少野生動植物種の保護対策の推進
- 外来種の防除対策の推進
- 鳥獣保護管理対策の推進
- 知床半島沿岸及びその周辺海域における海棲哺乳類の生息状況の把握
- 水源の涵養など森林の有する多面的機能の維持・増進

等

自然災害

(気候変動影響評価報告書の該当分野：自然災害・沿岸域)

【取組の視点】

時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害（洪水、内水）や土砂災害が発生しています。

中長期的な海面水位の上昇や強い台風の増加等による高潮偏差・波浪の増大に伴い、高潮や高波被害、海岸侵食等のリスクが増大する可能性が指摘されています。

各地の気候や地理的特性等を踏まえ、災害に強い地域づくりの取組が必要です。

【主な施策】

- 激甚化する気象災害への迅速かつ適確な対応
- 近年の浸水被害等を勘案した重点的な河川改修等の推進
- 荒廃山地の復旧整備や山地災害危険地区の重点的・集中的な復旧・予防対策、効果的な流木対策の強化等の推進
- 砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備の推進
- 海岸保全施設の計画的な整備推進

等

生活・健康

(気候変動影響評価報告書の該当分野：健康、国民生活・都市生活)

【取組の視点】

気温の上昇による超過死亡（直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加は既に生じていることが世界的に確認されています。

本道においても、暑熱の影響とされる症例が増加しており、道民の生命・身体を守る取組が必要です。

また、台風等による豪雨により交通網に甚大な被害が発生しており、避難ルートの確保や被災地への救援物資の輸送、経済社会活動を支えるサプライチェーン^{*}の維持のため、災害に強い交通基盤の整備が重要です。

^{*}サプライチェーン：原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れ全体

【主な施策】

- 熱中症予防に関する注意喚起
- 暑熱対策の理解促進、対策の徹底
- 上水道施設、下水道施設の計画的な整備推進
- 緊急輸送道路等の整備

等

(2) 情報や知見の収集と適応策の検討

不確実性が伴う気候変動の影響に適切に対応するためには、科学的に信頼性の高い情報を充実させることが必要です。そのため、国や関係機関と連携し、観測・予測データや影響評価などの最新の知見の収集を行うとともに、これを踏まえ、施策展開が必要なものに関して適応策を検討します。

【主な施策】

- 国のプラットフォームなどを活用し、気候変動の影響に関する観測・予測データや影響評価など最新の知見の収集と道民等への情報提供の推進
- 地域適応コンソーシアム事業への参画など、地域特性に応じた情報収集の推進

- 国の気候変動影響報告書で「重大性が特に大きい」、「緊急性が高い」と評価された分野・項目で、道において施策展開が必要なものに関し、観測・予測データや影響評価などの知見を収集し、必要な適応策を検討

等

(3) 道民や事業者等の理解・取組の促進

道民・事業者・行政機関など各主体が相互に連携しながら取組を進めて行くため、対象や事業者の種別に応じた普及啓発や情報提供を進めます。

また、住民に最も身近な地方公共団体である市町村において、地域の実情に応じた適応計画の策定や取組の促進が図られるよう必要な情報提供を行います。

さらに、平成 28（2016）年夏の相次ぐ台風の接近・上陸による集中豪雨が、河川や道路など社会インフラや本道の基幹産業である農業などにも甚大な被害をもたらし、我が国の経済へも影響を与えたことを踏まえ、事業者による適応の取組を進める必要があります。このため、事業活動において気候変動から受ける影響を低減させる「気候リスク管理」や、「適応」を新たなビジネス機会として捉え、適応の取組に効果的な製品の販売やサービスの提供などを行う「適応ビジネス」*の取組の促進を図ります。

※適応ビジネスの例：気候変化の将来予測データ等を活用した、自然災害予測サービスや農業支援サービスの提供など

【主な施策】

- セミナー・研修会の開催等による気候変動の影響や、「適応」の取組事例等の情報提供
- 気候の変化を踏まえた製品の選択などライフスタイルに関する普及啓発
- 「気候リスク管理」に関する先進事例や具体的事例の情報提供等を通じた、事業者における適応の取組の促進
- 「適応ビジネス」に関する情報の積極的な発信による事業者の理解促進

等

(4) 推進体制の充実・強化

各分野における「適応」の取組を円滑に進めるため、次のとおり、道民や事業者、関係機関・団体等と連携・協働の下、「適応」を推進します。

○地域気候変動適応センター

- ・ 地域における「適応」の取組の推進に向けて、必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討を進めます。

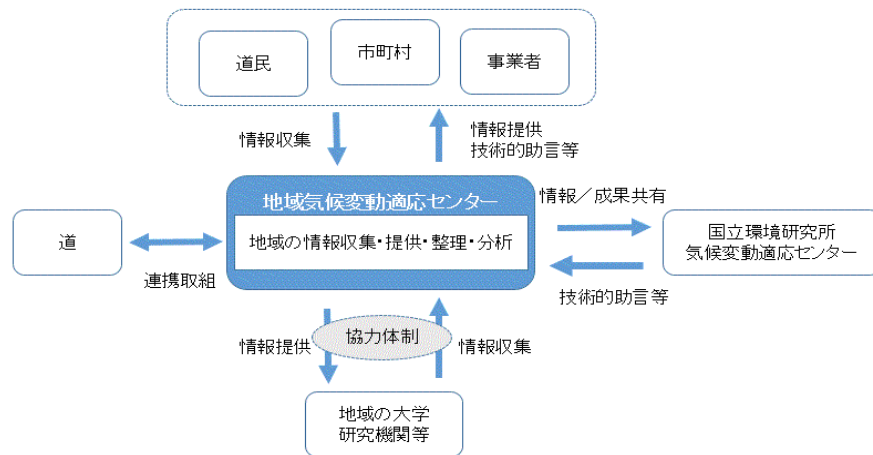


図 7-1 地域気候変動適応センターの位置付け

○気候変動適応広域協議会

- ・ 国が設置する「気候変動適応広域協議会」に参画し、多様な関係者と連携し、情報交換・共有や科学的知見の整理などを通じて、広域的な視点から「適応」の取組を推進します。

○庁内体制

- ・ 地球温暖化対策に係る推進組織である「ゼロカーボン北海道推進本部」を活用して各施策分野への「適応」の組み込みを進め、道の各部が連携して適応策を展開するとともに、「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づく「緩和」と本計画に基づく「適応」を両輪として、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進します。

●関連する主なSDGsの目標

本計画は、「第1章 計画策定の背景、趣旨等」の「計画の位置付け」において、SDGsにおける関連目標の達成に資するものとしています。

適応の取組は、幅広い分野に及ぶものであることから、それぞれが横断的に関係しており、本計画に示す、4つの基本方向に関連する主なSDGs目標は、次のとおりとなります。



2 各主体の役割

気候変動の影響は幅広い分野に及ぶものであることから、「適応」の取組は、道だけではなく、事業者や道民など多様な関係者がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力して推進していくことが重要です。

「気候変動適応法」に基づき策定された国の「気候変動適応計画」では、国をはじめ、地方公共団体や事業者、国民等の基本的役割が定められており、これを踏まえ、本計画を推進するための各主体の役割について示します。



図 7-2 国の気候変動適応計画における各主体の役割

(1) 道の役割

- 地域の自然的、経済的、社会的状況に応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を策定し、施策を実施します。
- 「適応」の取組の実施にあたり、道民や事業者、関係機関・団体等と連携・協働して推進します。
- 道が実施する施策に「適応」の視点を組み込み、各分野における適応策を展開します。
- 地域における「適応」の取組を促進するため、関係機関・団体等と連携して、市町村に対する情報提供や普及啓発、技術的助言を行います。
- 道民や事業者の「適応」に対する関心と理解を深め、それぞれの主体における取組を促進するため、関係機関・団体や北海道地球温暖化防止活動推進員等と連携するなどして、情報提供や普及啓発を行います。
- 国が設置する「気候変動適応広域協議会」に参画し、構成機関等との情報交換・共有や科学的知見の整理などを行います。

- 「適応」に関する情報収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討を進めます。

(2) 事業者の役割

- 気候変動の影響は、自らの事業活動のみならず、社会や経済などにも大きな影響を及ぼしうることを踏まえ、サプライチェーンの多重化や洪水時の浸水対策など、業務を円滑化させるための「気候リスク管理」に取り組むよう努めます。
- 国や地方公共団体が実施する「適応」に係る施策を踏まえながら事業活動に取り組むよう努めます。
- 「適応」に関する技術開発や製品・サービスの提供などの「適応ビジネス」を展開することにより、「適応」の取組の推進を支援することを期待します。

(3) 道民の役割

- 気候変動の影響は道民一人ひとりの生活に及ぶことから、地方公共団体が行う普及啓発事業へ参加するなどして「適応」に対する関心と理解を深め、熱中症予防の徹底や防災情報の確認などの対策を自ら実践するよう努めます。
- 日常生活の中で得た気候変動の影響などに関する情報を国や地方公共団体に提供するなどして、「適応」に係る施策に協力するよう努めます。

(4) 市町村の役割

- 「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、区域における自然的、経済的、社会的状況に応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進することを期待します。

(5) 民間団体の役割

- 「適応」の取組を自らの活動に取り入れるとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に「適応」の取組を広める役割を担うことを期待します。

3 計画の進捗管理

- 適応に関する施策の効果を把握・評価する手法は、指標の設定が困難であることや効果の評価を行うには長期間要することなどの課題があり、現時点では、国際的にも具体的な手法は確立されていない状況にあります。

国では、現在、「適応」の取組に係る進捗状況の把握・評価手法の開発に向けて検討を進めており、この結果を踏まえ、本計画における手法を検討することとします。

- 当面は、本章で掲げた4つの基本方向に基づき取組を推進するとともに、関連施策等について、定期的に実施状況等を把握し、取りまとめることとします。

2050年に向けて ～ 「ゼロカーボン北海道」宣言 ～

近年、気候変動問題への対応が喫緊の課題となっており、地域からも積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組むことが求められているところであります。

本道は、暖房や自動車などによる化石燃料の利用により、家庭や運輸部門における排出割合が全国よりも高くなっており、道民や事業者、自治体など各主体と、より一層連携・協働し、排出削減に取り組むことが重要であると認識をしております。

このため、道では、現在進めている「地球温暖化対策推進計画」の見直しにおいて、脱炭素社会を見据えた長期的な視点を持ち、取組の方向性や推進方策を示すとともに、本道の強みである豊富な再生可能エネルギーや森林吸収量などの最大限の活用、さらには、積雪寒冷地である本道ならではの環境イノベーションの実現・展開などにより、高いハードルではありますが、**2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることをめざしてまいります。**

令和2年第1回北海道議会定例会代表質問における北海道知事答弁
(2020年(令和2年)3月11日)